

合宿(宿泊)免許に関する同意書

第1条 学校法人あおい学園(AOIドライビングスクール福井校)は普通自動車第一種免許の合宿免許について次のように定める。参加者はこの規定を遵守しなければならない。

第2条 入校資格

- ① 修了検定日に満18歳以上である者
(申込時に18歳未満の者、又は高校生の方は保護者の同意が必要)
- ② 法規で定める規定視力を有し、青・赤・黄色の識別ができる方
- ③ 中学校卒業以上の学力があり、学科試験(日本語)に出題される問題の読解ができる方
- ④ 運転に支障がある障がい及び運転に影響する病気(症状)がある方は、事前に住民票登録地の運転免許センター「安全運転相談窓口」で適性相談を行い、その「安全運転相談終了書」を当校に提出し、管理者が入校を認めた方

また、身長が140cm未満の方は事前にお問い合わせください。

なお、次の項目に該当する方は、入校をお断りいたします。

- ① 過去に交通違反等の行政処分を受け教習を受ける資格のない方、現有免許所持者で免許停止中及び紛失等により免許証がお手元にない方
- ② 身体に刺青・タトゥーをされている者、また付け爪をされている方
- ③ 持病・心身の障がい・アレルギー・妊娠など特別な配慮が必要な方、及び他人に感染の恐れがある感染症(麻疹・細菌性・ウイルス性疾患等)の症状がある方やその疑いがある方
- ④ 暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係者又は反社会勢力との関係のある方
- ⑤ 当校が合宿教習及び集団生活に不適格と判断した方
- ⑥ 当校の指定日までに必要種類の提出及び入金ができない
- ⑦ 参加者が未成年で保護者の承諾のない方

※参加者が虚偽の申告や申し出なしに入校し、それが発覚した場合は、退校させることができるものとする。

また、卒業後、運転免許試験場(運転免許センター)にて受験ができなかった場合、または免許証の交付の拒否や保留された場合であっても、当校は一切の責任を負わないものとする。

第3条 申込手続

- ① 当校事務局の定める所定の手続きに従い、参加者本人が行うものとする。
- ② 運転免許ローンの申込みに関しては、当校が取り扱う提携ローン会社に対し、参加者本人の責任において直接申込みを行うものとする。

第4条 契約の成立および支払期日

- ① 本契約は、参加者より提出された合宿入校申込書を当校が受領し、その内容を確認のうえ承認した時点をもって契約成立するものとする。
- ② 参加者は、入校希望日の可否について事前に当校へ確認のうえ、当該確認日から起算して1週間以内に、合宿入校申込書その他必要書類を提出しなければならない。
- ③ 参加者は、入校日の10日前までに合宿教習費の全額を支払うものとする。
- ④ 参加者の都合により支払が期日までに行えない場合は、事前にその旨を連絡するものとし、連絡がない場合には当校は契約を解除することができる。

- ⑤ 運転免許ローンを利用する場合は、入校日前までに、当校が指定するローン会社からの融資承認を得なければならない。

第5条 申込みのキャンセル

契約成立後に参加者の都合により入校を中止する場合、当校は下記に定める解約手数料を申し受けるものとする。

合宿教習費入金後の場合は、所定の解約手数料を差し引いた残額を返金する。ただし、返金に要する振込手数料その他の費用はすべて参加者の負担とする。

解約手数料(キャンセル料)

キャンセル申出日(入校日を基準)	解約手数料(税込)
入校日2日前まで	30,000 円
入校日3日から7日前まで	20,000 円
入校日8日目から20日まで	10,000 円

第6条 取得免許の変更

- ① 教習期間中に参加者の希望により、免許種別を MT 車から AT 車に変更した場合であっても、当校は当該変更による教習料金の差額について払い戻しを行わないものとする。
- ② 前項の免許種別変更に伴い、卒業予定日が延長される場合、または一時帰宅が必要となる場合がある。その際に発生する宿泊延長費用、交通費その他これに付随する一切の費用は、参加者の負担とする。

第7条 中途解約(退校・転校等)

- ① 参加者が傷病、その他の事由で転校又は中途退校を申しで管理者が認めた場合
- ② 参加者が無断外泊をし、3日を超えて当校に何ら連絡がない場合
- ③ 参加者が学校及び宿泊施設において、第三者に迷惑を与え、若しくは秩序(良俗)に反する行動(傷害・窃盗等含む)があった場合
- ④ 入校資格が無いにも関わらず虚偽の申請を行い入校し、その事実が発覚した場合
- ⑤ 当校の校則及び規約を遵守できなかった場合
- ②～⑤の行為は強制退校処分とし異議はないものとする。また、強制退校処分となった参加者の参加費用の返還は一切行わないものとする。

第8条 返還金(ローン契約の清算を含む)

- ① 中途解約に伴う返還金は次の方法で計算し参加者に返還する。
- 返還金 = 合宿教習費 - 必要経費
- 必要経費は次のとおりとする
- 解約手数料、入学金、技能・学科教習費用、検定料、宿泊費、事務手数料、その他必要となる実費(それぞれの金額は当校の定めるものとする)
- ② ローン契約を利用する参加者の中途解約に伴う参加費用の清算は、参加者がローン契約を解約せずにローンの支払いを継続することを約した場合に、当校は参加者に対し、第8条①に定める計算方法により返還金を返還する。
- ③ 参加者が一方的事由で退校したときや、規約違反により退校処分となったときは返還金の返還は行わないものとする。

第9条 追加料金

当校は参加者が規定期間(時間)内に卒業検定に合格するよう努力するが、教習生個々の能力等には個人差があり、時期(時間)に延長が生じる場合がある。教習時間の延長、延泊が生じたときは、当校の規定に基づく追加料金を卒業検定時に支払うものとする。

支払いがない場合は、卒業検定の実施を中止、或いは卒業証明書の発行延期の措置をとるものと定め、異議はないものとする。

また、契約上延長・延泊保証が付加されている場合であっても、参加者の一方的理由または過失等によって規定時期(時間)を超えるときは、保証の対象外となり延長・延泊料金が発生する。

第10条 教習の一時帰宅(中断)と再開

運転免許取得のための教習期間は、参加者が教習を開始した日から継続して教習を受け、卒業検定合格の日迄とし、外泊、一時帰宅(以下外泊等という)についてはつぎのとおりとする。

- ① 原則として合宿期間中は、外泊等を認めない。ただし特別な事情が生じた場合は例外とし、速やかに申し出で当校の許可を得た場合のみ許可する。
- ② 傷病や天災、その他学校が認めた理由で教習を継続することが難しいと判断した場合
- ③ 仮免学科試験において、不合格が3回続いた場合(その場合は、一時帰宅し住所地を管轄する免許センターで仮免学科試験を受験することとする。仮免学科試験に合格し、仮免許証の交付を受けてから教習を再開するものとする。)
- ④ 一時帰宅に係る交通費は参加者の負担とする。
- ⑤ 教習が中断した場合は、当校が指定する日時から教習を再開するものとする。

第11条 遵守・禁止事項

参加者は、当校が定める校則を遵守し、教習担当者並びに当校職員の指示に従わなければならない。

参加者は、当校内並びに宿泊所内で他人に対して迷惑となる行為及び、社会良俗秩序に反する行為(無免許運転・不法改造運転等を含む)をしてはならない。また、参加者が宿泊所、当校、当校職員及びその他物品等に対し損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第12条 天災

台風や豪雨、豪雪等の自然災害により、教習が中断し延泊が必要となった場合の宿泊費およびその他関連する費用は参加者の負担とする。また、入校日や卒業日に天災等の影響により各種交通機関の遅延または運休が予想される場合、安全確保の観点から、前泊や後泊を推奨することがある。その場合においても宿泊費およびその他関連する費用は参加者の負担とするものとする。

第13条 免責事項

次に例示するような事由により、発生した損害について当校は、一切責任を負わないものとする

- ① 参加者の不注意により発生した事故、又は第三者の不注意により発生した事故にかかわる損害
- ② 教習時間外の事故、及びそれに伴う損害
- ③ 盗難・疾病
- ④ その他、当校の責によらない事由により生じた損害

第14条 管轄裁判所について

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、福井地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第 15 条 その他

指定感染症の症状や発熱等又は、咳等の症状があるにもかかわらず、虚偽申告により入校した場合及び、
宿泊教習期間中に発症した症状を偽り、教習を継続した事により、当校に著しい損害が発生した場合は、
その損害を賠償しなければならない。

*合宿免許紹介業者を通して申込みをされている方は、本同意書の第 3 条・第4条・第5条に関しましては
紹介業者の規定に従っていただきます。

*私は貴校に入校致したく、校則や規定に従うことを誓い、諸料金を添えて申し込みます。
(入校者が未成年者又は高校生の場合は、必ず保護者もしくは保証人の直筆の署名が必要となります)

学校法人 あおい学園
AOIドライビングスクール福井校
校長 黒田 浩英 殿

日 付 年 月 日

入校者

保護者(保証人)

入校者との関係
